

香川県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県国民健康保険運営協議会条例（平成28年香川県条例第44号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、香川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 条例第3条第1項又は同条第3項の規定による選挙前における条例第4条第1項に規定する会議の招集については、健康福祉部長がこれを行う。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が協議会に諮り、会議を公開しないことができる。

- （1）会議において、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- （2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

（ウェブ会議の方法による会議の開催等）

第4条 会長が必要と認めるときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話を行うことができる方法をいう。以下同じ。）により開催することができる。

- 2 前項のほか、委員は、会長が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、ウェブ会議の方法により会議に参加することができる。
- 3 前二項の規定によるウェブ会議の方法によって会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

（書面による議事又は議決）

第5条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由により会議を開くことができないと認めた場合には、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は可否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

- 2 前項に定める議事の議決は、委員の過半数の書面提出で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議録）

第6条 会議を開催したときは、会議録を作成する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医務国保課国民健康保険室において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。